

○輸出貨物が輸出入貿易管理令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く。）の開発、製造又は使用のために用いられるおそれがある場合を定める省令（平成二十年経済産業省令第五十七号）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（略）</p> <p>一・二（略）</p> <p>三 日本国の自衛隊とオーストラリア国防軍との間における物品又は役務の相互の提供に関する日本国政府とオーストラリア政府との間の協定（平成二十五年条約第一号）に基づき、自衛隊がオーストラリア国防軍に対して貨物の輸出を行う場合</p> <p>四〇九（略）</p> <p>別表（略）</p>	<p>（略）</p> <p>一・二（略） （新設）</p> <p>三〇八（略）</p> <p>別表（略）</p>